

【 会 議 録 】（概要）

日時： 令和 7 年（2025 年） 7 月 1 4 日（月） 午後 1 時 3 0 分～6 時 0 0 分

会議名	令和 7 年度（2025 年度） 第 1 回越谷市公の施設に係る指定管理者選定審査会
場 所	本庁舎 8 階 第 2 委員会室
議 題	（1）指定管理者の評価について ・令和 6 年度（2024 年度）指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価について （2）指定期間満了に伴う施設の指定管理者について ・中央市民会館、北部市民会館、赤山交流館、大沢北交流館、蒲生交流館、南部交流館、大袋北交流館、桜井交流館、南越谷交流館、斎場、障害者福祉センターこばと館、障害者就労訓練施設しらこぼと、花田苑、キャンベルタウン野鳥の森、越谷総合公園、日本文化伝承の館こしがや能楽堂、総合体育館、市民球場、総合公園多目的運動場、総合公園庭球場、しらこぼと運動公園競技場、しらこぼと運動公園第 2 競技場、しらこぼと運動公園野球場、しらこぼと運動公園庭球場、しらこぼと運動公園ソフトボール場、弓道場（計 2 6 施設）
出席者	【委員】 上ノ原会長、猪狩副会長、岡田委員、恒川委員、盛委員（5 名） 【施設所管部職員】 （市長公室） 人権・男女共同参画推進課 小林課長 （市民協働部） 市民活動支援課 石原課長、増田主任、益本主事 市民課 小宮課長、佐藤主幹、子島主査 （福祉部） 障害福祉課 山崎課長、斉藤調整幹、佐野主任 （地域共生部） 地域共生推進課 渡辺課長 （都市整備部） 市街地整備課 浜野課長 公園緑地課 佐藤課長、長澤主幹、水野主幹 （教育総務部） 生涯学習課 川澄課長、野中主幹 スポーツ振興課 坂巻課長、杉野副課長、濱野主査 (20 名) 【事務局】 行財政部 野口部長 公共施設マネジメント推進課 長澤課長、森副課長、笠井主任、本田主事（5 名）

資料等	別添のとおり
内 容	会議録（要旨）のとおり
●意見 （１）指定管理者の評価について ・アンケートの回答は、利用者の不満にも注目することを求める ・評価を３段階ではなく５段階とすることを求める （２）指定期間満了に伴う施設の指定管理者について ・可能な範囲において公募による選定を求める ・過去の公募において連続して一事業者のみの応募となっている場合は、募集要件の見直しを求める ・随意指定とする場合にはその理由について、施設の目的及び特性並びに指定管理者制度の趣旨を踏まえた説明を求める	

会議録（要旨）

司会：公共施設マネジメント推進課 長澤課長

1 開会

2 会長あいさつ

- ・上ノ原会長から挨拶

3 委員紹介及び職員紹介

- ・司会から委員の紹介及び市出席者の紹介を行った。

4 議事

（1）指定管理者の評価について

令和6年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価について

- ・【資料1-1】【資料1-2】「令和6年度（2024年度） 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表【総括版】【各施設の評価】」に基づき、事務局から指定管理者の評価及び評価方法等について説明した。

<質疑・応答>

（委員）	2.0と評価している施設が多いことに違和感を覚える。事務局の説明だと、提案書や事業計画書の内容に適合しているかどうかで判断するとのことであったが、要求水準が未設定の施設についても、提案書や事業計画書の内容を上回る、または内容に沿ったものであったかという確認をされているかと思うが、この評価表では提案書や事業計画書の中身がどのような内容であったかということが読み取れないところである。提案書や事業計画書の内容が満たされているかについて、どのように確認したらよいか。
（事務局）	多くの施設の評価が2.0となっていることについて、要求水準を設定している施設については評価点にばらつきがあるが、設定していない施設については、2.0の評価が多くなっている。この評価については、指定管理者に自己評価をしてもらい、管理経費の収支状況やアンケートの結果、自主事業の実績などを踏まえ所管課側で評価をしたものであるが、その結果として2.0として評価されたものである。
（委員）	評価の項目については資料に記載があるので把握しているが、提案

	された内容が履行されているか、確認は行っているか。 (はい、という声あり)
(市民協働部)	指定管理者には、市民サービスを適正に処理していただいているところである。 それを各評価項目に当てはめたとき、例えば「条例に定める施設を使用できる者の範囲が適切に運用されているか」という項目について、優れていると評価するには行き過ぎであり、改善が必要であると評価するにはそぐわないものであるため、2という評価をさせていただいている。
(委員)	つまり、高く評価する自信はなく、低くつけるという確証もないから中間の評価となっていると聞こえる。評価は何が適正で何が適正でないかという物差しがないとできないものだと思っている。どういった物差しを持って評価しているかを示してもらえれば、わかりやすい評価になると思う。 また、要求水準について、定量的なものでなければならないわけではないと思っている。定性的な要求水準であっても、評価の物差しを用意すれば要求水準は設定できるかと思うが、更新時期にあわせて設定することとした理由はなにか。
(事務局)	今回26施設が更新となることで、すべての施設において要求水準が設定されることとなる。指定期間の途中で要求水準を設定することも考えられたが、要求水準は選定と評価に用いられていることから、途中で設定してしまうと評価方法も変わってしまい、事業者に混乱を生じさせる恐れがあったため、更新時期にあわせて要求水準を設定することとした。
(委員)	要求水準の設定は先進的で良い取り組みであると思うため、ぜひこの取り組みをより良いものにしていただきたい。
(委員)	評価点2.0が多くなっていることについて、これは3段階評価であるから真ん中を取ってしまっているかと思うので、例えば5段階にするとか、そういった考えはあるか。
(事務局)	現在3段階の評価を5段階にしたかどうかという提案について、5段階にすることは検討の一つとさせていただきたい。
(委員)	自己評価について、資料1－2の各施設の評価の中に、指定管理者の自己評価という欄があるが、これは指定管理者自身の評価であり、その前に記載されている評価点については市の評価点という認識でよ

(事務局)	いか。 資料１－２の各施設の評価の中にある指定管理者の自己評価という欄については、指定管理者が自分で評価した総括的な内容が記載されている。その上の評価点については、同じものを指定管理者が自身で採点し、それを基に所管課が評価し、採点した結果が掲載されているものである。
(委員)	資料には掲載していないが、指定管理者が自己評価で点数をつけているという認識でよいのか。
(事務局)	そのとおりである。
(委員)	行っている評価はどのように活用されているか教えていただきたい。
(事務局)	次年度の計画の見直しや、次回の更新時の参考として活用できるものであると考えている。
(委員)	評価の確認方法について、否定をするものではなく、評価の物差しを持って、毎年度指定管理者の評価があげられるよう、ブラッシュアップしてほしいと思う。

（２）指定期間満了に伴う施設の指定管理者について

- ・【資料２】の内容について事務局より説明し、【資料３】～【資料７】の内容について各部会から説明した。

<質疑・応答>

(市民協働部)	(資料３について説明)
(委員)	斎場の委託料について、資料１－２の評価表の中では、毎年度約2,200万円となっているが、次の指定期間の委託料の総額が５年間で約15億円となっている。金額が大きく乖離している理由について伺いたい。
(市民協働部)	斎場については、これまでPFIと指定管理の委託を組み合わせ管理運営を行ってきたが、令和７年度でいずれも期間満了となり、令和８年度から指定管理者のみの管理運営となる。PFIの契約で行っていた業務が新たな指定管理委託の業務に含まれるようになることと、人件費や物価の高騰の影響があることからこのような委託料としている。
(委員)	具体的に今まで何がPFI事業であって、何が指定管理委託料であったのか説明いただきたい。
(市民協働部)	平成17年の斎場供用開始から、受付業務や火葬業務、機器の整備な

	どの業務をPFI事業として行っていたが、平成22年度から施設の許可や火葬証明事務等を指定管理委託として始めた。PFI事業の部分が年間約2億円、指定管理の部分が年間約2,000万円ほどであり、次期指定管理委託料はそれが合算されている。
(委員)	定量的な指数としてアンケートを参考にするということであるが、これは年1回実施するアンケートということで理解してよいか。
(市民協働部)	アンケートの実施については、例えば、中央市民会館につきましては、通年でアンケートの集計を行っており、北部市民会館と交流館については、概ね1ヶ月程度のアンケート期間を設定し集計をとっている。今後の指定管理の更新にあたっては、アンケートを取る期間も含めて改めて検討等はさせていただくが、このアンケート集計期間の中での実績値を要求水準として設定している。
(委員)	重ねての質問になるが、このアンケートについて、「満足した」ということに対し70%を超えるということの評価するということであるが、不満に思った方の割合が少ないことを評価するということについて、検討の余地はないか。
(事務局)	いただいた意見のとおり、不満の割合に着目する考え方もあるかと思うが、現状としては各施設で満足の回答が70%以上とすることとしている。
(委員)	市民会館の要求水準の中に「利用者数の増加を目指すこと」というものがあるが、資料1-2の8ページ、北部市民会館の評価表内の施設の利用状況について、北部市民会館の利用者については増加していることがわかるが、北部図書室の利用者数は減少している。何か特別な事情があるか。
(事務局)	越谷市はコロナ禍に電子書籍を導入し、実際に借りに行かなくても本を借りることができるようになったことが要因として考えられる。
(委員)	評価表の話になるが、資料1-2の32ページの斎場の管理経費の収支状況について、令和6年度の予算と実績の差額が約230万円あり、委託料全体の割合の約10%となっている。今回の指定から委託料収入が大きく増えることから差額も増えてしまうという懸念があるが、この差額が出た理由について教えていただきたい。
(市民協働部)	斎場については、その年の遺体の数によって支出の増減が発生するが、それは予測しづらいものである。また、斎場の管理は日々コストカットに努めており、それらの要因が重なって委託料支出が少なくなったものである。

(委員)	公益財団法人越谷市施設管理公社を随意指定の相手方を選んでいることについて、越谷市の指定管理者制度ガイドラインによれば、随意指定できる条件として「市が出資している法人であって、当該法人を指定することで施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができる」と認められる施設」となっている。 各部会の資料で記載されている随意指定の理由は同じような構成になっており、市が出資している法人という点については合致していると思うが、後段の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成できるかについては言及されていない。 公益財団法人越谷市施設管理公社を随意指定の相手方にする理由について、追加で説明を求める。
(市民協働部)	市民協働部所管の中央市民会館については、市が主催する事業の会場として多く使われている。 そのため、指定管理者には市の事業計画を優先した上で管理をお願いしており、自らの創意工夫を凝らして行える余地が少なく、公募により得られる利益が少ないと考えている。公益財団法人越谷市施設管理公社については、中央市民会館を初めとした施設管理の経験があることと、これまでの実績からコストの削減に向けた取り組みについても、一定の評価ができるものと考えている。 各市民会館は、複合施設として他の事業所も入っている。例えば中央市民会館であれば公民館、社会福祉協議会、こぼと館という福祉の施設が入る複合施設となっていることから、仮に他の指定管理者になった場合、他の施設や市の事業に対し、大きな影響を及ぼす恐れがある。公募により得られるメリットより、管理運営において安定性・継続性が強く求められる施設であり、それを重視した。 また、これまで4回公募を行ってきたが、公益財団法人越谷市施設管理公社が今まで1社で管理を行ってきた実績があることも理由の一つである。
(委員)	民間の活力を発揮する余地が少ないから随意指定をするという説明であったが、そもそも民間の能力を活用するという指定管理者制度の趣旨と合っていないのではないかと。
(市民協働部)	また、今までの公募において、競争になったことはあるか。
(市民協働部)	これまで競争になったことはない。
(委員)	そうなると、公募の条件が不適切だったのではないかと。
(市民協働部)	公募については、広報こしがややホームページに掲載し、周知に努

	めている。 応募がなかったのは、業務は部屋の貸し出しがメインとなっており、また、市の利用が多いことや施設の改修工事等で貸し出しできるコマ数が減ってしまうことも要因であるとする。
(委員)	指定管理者が応募できないような制約があることで、競争原理が働いていないのではないかと感じる。財務省が平成18年に「公共調達適正化について」という通知を出した。この通知は出資団体との契約のあり方の見直しについて記載されたものである。出資団体だからといって永続的に契約を締結することは不適切であると感じる。
(市民協働部)	例えば、この公益財団法人が中央市民会館の類似施設の管理運営を行っていて、ノウハウが蓄積されているというようなことはあるか。 公益財団法人越谷市施設管理公社は、中央市民会館だけでなくコミュニティセンター、能楽堂、総合体育館を管理運営している実績があり、ノウハウは十分に有しているものと考えている。
(委員)	施設の設置目的がそれぞれ異なるため、類似施設の管理運営実績がないのであればノウハウを十分に持っているとはいえないのではないかと。
(委員)	中央市民会館では市が主催する事業が多く行われており、それらを今後も継続していくために、指定の方法を変えなくてはいけないということであると思うが、その事情について具体的・現実的に教えていただきたい。
(市民協働部)	中央市民会館は越ヶ谷地区センター・公民館との複合施設であり、建物内に社会福祉協議会、国際交流協会などの事務室が入っている。また、北部市民会館は北部出張所との複合施設となっている。さらに、二つの市民会館は市の事業として使われることが多く、劇場の利用率が高い施設である。また、貸館業務がメインである市民会館を運用するにあたり、指定管理者が自由に活用できる裁量が少なくなっているという事情がある。
(会長)	これまでの話の中で、なぜ直営でなく指定管理者制度を導入したのかという疑問が浮かんでくるが、その説明について詳しく回答いただきたい。
(市民協働部)	これまで、中央市民会館の選定は公募で行ってきたが、市民会館を運営するにあたり、公共性や公益性を維持しつつ効果的・効率的な運営をするためには、地域との関わりを持つ団体を指定する必要があると考えている。

	また、市民会館の業務は、貸館業務がメインとなるが、先ほど申したとおり、市民会館は複合的な施設となっていることや、市が主催する事業の会場として使用されることが多いことから、貸館業務で指定管理者の自由に活用できる裁量の部分が少なくなっている。 そこで、これまで中央市民会館を長年に渡り良好に管理を行ってきた経験と実績のある公益財団法人越谷市施設管理公社に管理を行わせることで、市民サービスを低下させることなく円滑に引き継ぎを行うことができ、市民会館の設置目的である「心触れ合う豊かな地域社会の形成と市民文化の向上に資すること」を達成できると考えられることから、公募よりも随意指定の方がメリットがあると考えている。 事務局より、指定管理者制度が始まった経過について補足であるが、中央市民会館をはじめとした現在指定管理者制度を導入している施設については、指定管理者制度を導入する前から公益財団法人越谷市施設管理公社に施設の管理運営を行ってきた経過がある。 その後、指定管理者制度が平成15年から始まり、越谷市としてどの施設に指定管理者制度を導入するかの検討を行い、平成18年度から指定管理者制度の導入を始めたものである。 指定管理者制度については、相手方を指定することについて市議会へ議案として提出し、議決を経て決定していくものであるため、議会の審議等により一定のチェック機能が働いてきたものだと思うが、そもそも指定管理者制度がそぐわないという指摘があれば、こちらも再度検討していかなければならないと思っているので、その点についても意見をいただきたい。
(事務局)	
(委員)	この審査会では、公募と随意指定の区分について意見照会を受けているものであるため、指定管理者制度を導入すべきか、すべきでないかということについては、意見を言うべきではないと思っている。 しかし、各部会の随意指定の理由を見ると、随意指定の理由というよりも、指定管理者制度を導入しないための理由が記載されているように見受けられるため、公募ではなく随意指定にする理由について説明していただきたかった。
(市民協働部)	
	管理運営を市の直営としていくという考えもあるかと思うが、市の職員については定数に限りがある。その中で、指定管理者制度を活用する理由については、公の施設の管理運営を民間事業者に委ねることのできる指定管理者制度を活用することにより、適正な人員の確保、業務体制の構築、円滑な利用者へのサービス提供に資することができ

	と考えているためである。
(委員)	定数が問題であるとする、業務委託も選択肢に入るのではないかと考える。
(会長)	ただいま議論になっている案件は、他の部会にも共通する問題であるとする。一旦、先に各部会からの説明を行ってから再度意見を伺いたいと考えているが、どうか。 (はい、という声あり。)
(福祉部)	(資料4について説明)
(委員)	障がい者を対象とした施設は、アンケートの回答者は利用者なのか、または利用者の家族となるのか教えていただきたい。
(福祉部)	就労訓練施設しらこぼとであれば、施設内でパンを売っており、パンを購入に来た方、施設を見学しに来た方、または施設のサービス事業所を併設しており、そのサービス事業所の利用者などにアンケートを回答いただいている。
(委員)	こぼと館の利用者アンケートで、洋式トイレにしてほしいという要望があるが、対応する予定はあるか。
(福祉部)	こぼと館は中央市民会館の建物の中にある施設である。トイレの件は、中央市民会館の所管課である市民活動支援課に伝えており、改修工事を行えるよう、現在対応をしている。
(都市整備部)	(資料5について説明)
(委員)	3点、質問をしたい。 1点目は、資料1－2の52ページの花田苑の施設の利用状況について、茶室の使用人数が徐々に増加している一方で茶室の使用料が減少していることの理由を教えていただきたい。 2点目は、同じく花田苑の管理経費の収支状況について、各年度の計画に「その他」として1万円が計上されているが、毎年度0円という実績となっている。この「その他」という経費はどのような経費であるか。 3点目は、資料1－2の54ページのキャンベルタウン野鳥の森について、利用者からの要望を見ると要望件数9件に対し対応済みが1件のみとなっている。どのような要望であったか教えていただきたい。
(都市整備部)	1点目の茶室の利用については、従来茶室を用いた事業を行っていたが、参加者が限定されてしまっていたため、気楽に参加していただ

	けるような事業として、茶室に上がらないで外でお茶を楽しむという事業を指定管理者が提案した。この事業により参加者は増えたが、茶室の使用料を取らないため、使用料収入は増加しなかったものである。 2点目の管理経費については、非常用の事務費として計上されたもので、何もないとすれば支出がないため実績が0円になったものだと考えられる。 3点目については、キャンベルタウン野鳥の森は公園緑地課で管理している大吉公園に含まれており、様々な要望・苦情に対し、優先順位を整理した上で修繕を実施している。いただいた要望については、緊急を要する要望か市で判断し、対応したものについては、評価表の中で対応済としている。
(委員)	公募している施設は公益財団法人越谷市施設管理公社が管理運営を行っているが、これまでの応募状況について教えていただきたい。
(都市整備部)	キャンベルタウン野鳥の森については、平成18年度と平成23年度始期の指定期間の公募の際に、2社の応募があった。 花田苑については、平成23年度始期の指定期間の公募の際に、2社の応募があった。
(教育総務部)	(資料6について説明) (質問なし)
(都市整備部・教育総務部)	(資料7について説明)
(委員)	全ての施設に関係する話となるが、評価表に事故等の発生状況の記載があることについて、市に報告するだけなのか、さらに警察に相談することになるか、参考に物が壊されたという記載のある交流館がどのような取り決めになっているか教えていただきたい。
(市民協働部)	昨年度交流館で起きたものについては、建物の破損であったが、このような場合は速やかに警察に被害を報告することとなっている。
(委員)	各施設の再委託の状況について、自動ドアやエレベーターなどの機器の保守点検については資格が必要のため、再委託せざるを得ないと思うが、その他の再委託の状況について教えていただきたい。
(市民協働部)	市民会館については、空調設備、消防設備、給排水設備等の点検業務、館内の清掃業務、地下駐車場の設備の管理業務や館内の警備業務、エレベーターや自動ドア等の保守点検、劇場の舞台設備や特殊照明、

	貸し出しのピアノの設備の保守点検、植栽管理を、再委託している。
	斎場については、機器のメンテナンスを再委託している。火葬炉については、現在はPFIの中に火葬炉納入業者が入っており、火葬炉納入業者が保守管理をしているが、火葬炉については特殊な機器であるため、次の指定期間についても同じ火葬炉納入業者に保守管理をしてもらいたいと思っている。そのため、資料3の224ページの斎場の仕様書の中で、火葬炉の保守点検は火葬炉納入業者に委託することを指定している。
(福祉部)	就労訓練施設しらこぼとについては、施設の清掃、設備の管理、警備業務、庭園の植栽管理、廃棄物の処理を再委託し、そのほかは指定管理者が直接行っている。
(都市整備部)	公園については、浄化槽の点検、水の循環設備等は再委託を行っており、樹木や植栽の管理は、小規模なものは指定管理者が行っているが、大規模なものは再委託を行っている。
(教育総務部)	野鳥の森の動物の飼育については、指定管理者が直接行っている。 こしがや能楽堂については、設備点検、清掃、警備、植栽の管理等を再委託している。令和6年度は施設管理費約4,600万円のうち、委託費が約1,400万円程度であるため、再委託率は約25%程度だと思う。
(委員)	スポーツ振興課所管施設については、エレベーター、自動ドア、音響設備等の保守管理を再委託している。
	全体をとおしての質問となるが、各施設の要求水準の中でアンケートの満足度70%以上という目標を設定している。説明の中では、過去のアンケートは80%、90%を超えている施設もあるということなので、そういった施設についても70%と目標を下げて相手方に提示していくものか。
	また、このアンケートを用いて満足度だけではなく、例えば若年層の利用者を増やすであるとか、初めて利用する方の数を増やすであるとか、そういった要求水準を設定することも可能だと思うが、どのように考えているか。
(都市整備部)	例えば、公園については、アンケートは満足度を聞くだけでなく、イベントについての感想や、どういった方が来たか、どこから来たかなども聞いている。
	要求水準については、わかりやすくするために満足度を設定しているものであるが、実際は評価の際にアンケートの結果を確認し、指定管理者と結果について話し合いを行っている。

(事務局)	また、満足度70%を要求水準としていることについては、目標というよりも最低の水準として70%を確保していただきたいという考えである。要求水準を細かく設定することで、自由度がなくなってしまう恐れがあるため、細かく記述しない方がよいと考えている。 要求水準については、市側の説明の中では目標値という表現をしてしまっているが、あくまで管理が普通にできていると判断する水準であると考えていただきたい。各部が70%と設定していることについては、当市で用いている指定管理者制度のガイドラインの中で、要求水準に対し130%以上の管理運営水準であった場合、“優れている”と評価することとなっていることに起因している。 目標値として相手方に示す方法もあるかと思うが、現状はこのような考え方で要求水準の設定を行っているため、要求水準は管理運営が普通であると判断する水準であると捉えていただきたい。
(委員)	現在設定されている要求水準は、利用者の人数が設定されているものなどがあるが、選定の際に何を基準に評価をしたらよいかがわからない。
(事務局)	公募の施設については委員の皆様を選定評価を行っていただくこととなるが、アンケートの満足度であるとか施設の利用者の増加を目指すことなどは、事業者の提案を見て、その内容が要求水準を超過できると考えられるものについては高い評価するといったように、評価をしていただければと思う。
(会長)	今回、多くの施設に要求水準を設定したので、この要求水準の設定については次年度でどのような評価表が出てくるのかを確認し、今後の審査会で次の選定または評価のための議論をしていきたいが、いかがか。 (はい、という声あり。)
(事務局)	本日、質問をいただいた、随意指定をするための理由については、持ち帰りの課題とさせていただき、再度委員の皆様理由を提示し、それを確認いただいた上で選定方法の了承をいただきたいと思う。
(会長)	随意指定の施設については、事務局提案のとおり進めたい。 本日の審査会で出た意見を、市に対する意見としてまとめたい。 「可能な範囲において公募による選定を求める。」、「過去の公募において連続して応募がない場合は、募集要件の見直しを求める。」、「随意契約とする場合はその理由について、施設の目的および特性並びに指定管理者制度の趣旨を踏まえた説明を求める。」ということと

	したい。 要求水準の話については、今回の反映は難しいかもしれないが、「要求水準について最低限ではなく、施設の目的および特性を踏まえた個別的な設定を求める。」という意見を出したいが、いかがか。 また、議事１の中で不満の意見を取り入れる旨と、評価を５段階にしてはということについて、審査会の意見とするか。
(委員)	要求水準については、新しい取り組みということもあって、今回の審査会の意見では出す必要がないと考える。
(会長)	では当審査会の意見としては、議題１に対しての意見として、「アンケートの回答は、利用者の不満にも注目することを求める。」、「評価を３段階ではなく５段階とすることを求める。」。 議題２の意見として、「可能な範囲において公募による選定を求める。」、「過去の公募において連続して一事業者のみの応募となっている場合は、募集要件の見直しを求める。」、「随意契約とする場合にはその理由について、施設の目的及び特性並びに指定管理者制度の趣旨を踏まえた説明を求める。」ということとしてよいか。 (はい、という声あり。)

6. その他

- ・事務局から今後の日程について説明を行った。

7. 閉会

- ・猪狩副会長から閉会の挨拶